

○浜松市道路占用料等徴収条例

昭和 28 年 12 月 25 日
浜松市条例第 49 号

改正	昭和29年 8月 2日浜松市条例第 63号	昭和30年 7月15日浜松市条例第 29条
	昭和31年 3月20日浜松市条例第 6号	昭和33年 3月31日浜松市条例第 5号
	昭和33年12月20日浜松市条例第 25号	昭和39年 3月30日浜松市条例第 39号
	昭和49年 3月30日浜松市条例第 33号	昭和52年 3月30日浜松市条例第 21号
	昭和57年 3月31日浜松市条例第 27号	昭和61年 3月31日浜松市条例第 21号
	平成 元年 3月28日浜松市条例第 14号	平成 元年 3月31日浜松市条例第 47号
	平成 3年 3月20日浜松市条例第 2号	平成 3年 4月 5日浜松市条例第 26号
	平成 9年 3月28日浜松市条例第 37号	平成12年 3月24日浜松市条例第 31号
	平成13年 3月13日浜松市条例第 4号	平成16年 3月23日浜松市条例第 18号
	平成17年 6月 1日浜松市条例第158号	平成18年12月15日浜松市条例第 79号
	平成18年12月15日浜松市条例第107号	平成19年 3月16日浜松市条例第 49号
	平成19年 9月28日浜松市条例第 82号	平成21年 3月24日浜松市条例第 24号
	平成23年12月16日浜松市条例第 62号	平成24年 3月23日浜松市条例第 32号
	平成25年 3月22日浜松市条例第 27号	平成25年 9月26日浜松市条例第 51号
	平成26年 2月25日浜松市条例第 11号	平成26年 3月24日浜松市条例第 34号
	平成27年 3月17日浜松市条例第 39号	平成28年 6月21日浜松市条例第 57号
	平成29年 3月24日浜松市条例第 25号	平成30年 3月23日浜松市条例第 22号
	令和3年3月24日浜松市条例第16号	令和4年6月20日浜松市条例第32号
	令和6年3月22日浜松市条例第 号	

[注]平成 17 年 6 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条第 2 項及び第 73 条第 2 項により占用料及び延滞金の額並びにそれらの徴収方法について定める。

(占用料)

第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この条、次条並びに同表の備考の 6 及び 7 において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期

間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た数に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

3 前2項の規定により難いものについては、その都度前2項の規定に準じて市長が定める。

（平26条例11・平26条例34・平31条例22・一部改正）

（占用料の徴収）

第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該許可をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収する。

（平26条例34・令3条例16・一部改正）

（占用料の減免）

第4条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索動事業者がその鉄道事業又は索動事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事

業者（同項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第15号の4に規定する特定卸供給事業者を除く。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の電線

- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づいて設ける水管
- (5) 住家等に出入りするために設ける通路
- (6) 街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所の標識及び待合所
- (9) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場その他の駐車場
- (10) 電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管（電気通信にあつては、認定電気通信事業者が設けるものに限る。）
- (11) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が設けるガス管
- (12) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第11号に掲げる応急仮設建築物
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの
(平17条例158・平19条例49・平19条例82・平21条例24・平24条例32・平25条例27・平26条例34・平28条例57・平29条例25・令3条例16・一部改正)

(占用料の不還付)

第5条 既納の占用料は還付しない。ただし、占用の期間内に市長が法第71条第2項の規定により許可を取消し、若しくはその条件を変更し、又は天災その他特別の事情により占有者が道路を占有することができなくなったときはその全部、又は一部を還付することができる。

(平21条例24・一部改正)

(延滞金)

第6条 占用料又は法第58条第1項の規定による負担金を納付すべき者は、これを納付

期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。この場合において、同条例第2条第1項及び附則第4項中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」と、「7.3パーセント」とあるのは「7.25パーセント」と読み替えるものとする。

（平23条例62・全改、平25条例51・令4条例32・一部改正）

（罰則）

- 第7条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

- 第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例施行の際許可を受けて現に占用中のものについては、この条例により許可されたものとみなす。

（平18条例107・一部改正）

- 3 第6条の規定は、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、水窪町及び龍山村（以下これらを「編入市町村」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に編入市町村が納入の通知をした占用料のうち、編入日以後に納付すべき期限が到来するものに係る延滞金について適用し、編入日前に納付すべき期限が到来したものに係る延滞金については、それぞれ編入前の条例の例による。

（平17条例158・追加、平18条例107・旧第5項繰上・一部改正）

- 4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平17条例158・追加、平18条例107・旧第6項繰上）

附 則(昭和29年8月2日浜松市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則(昭和30年7月15日浜松市条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例施行の際許可を受けて現に占用中のものについては、この条例により許可されたものとみなす。

附 則(昭和31年3月20日浜松市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年8月1日から適用する。

附 則(昭和33年3月31日浜松市条例第5号抄)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年12月20日浜松市条例第25号)

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日浜松市条例第39号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日浜松市条例第33号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)前に既に占用の許可を受け、施行日以降において引き続いて道路を占有している者の当該占有及び当該占有が更新した場合の占有に係る占用料の額は、附則別表に掲げる占有者の区分に応じ、それぞれ同表調整対象欄に該当する場合につき、同表期間欄に規定する期間に限り、同表徴収額欄に規定する額とする。

附則別表

占有者	調整対象	期間	徴収額
電気事業者及びガス事業者	新占用料額(この条例による改正後の規定に基づき計算した占用料の額をいう。以下同じ。)が当該年度の前年度の占用料額(当該年度の占有期間と当該年度の前年度の占有期間とが異なる場合は、当該年度の占有期間に相当する期間を当該年度の前年度の占有期間として計算して得た額とする。以下同じ。)に別記に掲げる占有者の区分に応じ、それぞれ同表に定める調整率を乗じて得た額(以下「特別調整占用料額」という。)を超える場合	施行日から特別調整占用料額が新占用料額を超えるときまで	特別調整占用料額
電気事業者及びガス事業者以外の者	旧占用料額(この条例による改正前の規定に基づき計算した占用料の額をいう。	昭和49年度	新占用料額の100分の20
		昭和50年度	新占用料額の100分の35
		昭和51年度	新占用料額の100分の50

	以下同じ。)が新占用料額の100分の20未満である場合	昭和52年度	新占用料額の100分の65
		昭和53年度	新占用料額の100分の80
	旧占用料額が新占用料額の100分の20以上100分の30未満である場合	昭和49年度	新占用料額の100分の35
		昭和50年度	新占用料額の100分の50
		昭和51年度	新占用料額の100分の65
		昭和52年度	新占用料額の100分の80
	旧占用料額が新占用料額の100分の30以上100分の100未満で、新占用料額が当該年度の前年度の占用料額に1.3を乗じて得た額(以下「一般調整占用料額」という。)を超える場合	施行日から一般調整占用料額が新占用料額を超えるときまで	一般調整占用料額

別記

占有者	調整率
占用料額が一年間であるとした場合、新占用料額と旧占用料額との差額(以下「差額」という。)が30万円を超えるガス事業者	1.1
差額が10万円以上30万円以下のガス事業者	1.2
電気事業者及び差額が10万円未満のガス事業者	1.3

附 則(昭和52年3月30日浜松市条例第21号)

- この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に占用の許可を受け、施行日以降において引き続き道路を占有する者の施行日以降の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和57年3月31日浜松市条例第27号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日浜松市条例第21号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日浜松市条例第14号)

- この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 改正後の浜松市道路占用料徴収条例第6条の規定は、この条例の施行の日以降に納付される延滞金について適用する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日浜松市条例第47号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月20日浜松市条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年4月5日浜松市条例第28号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日浜松市条例第37号)

改正 平成13年3月13日浜松市条例第4号

平成16年3月23日浜松市条例第18号

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて道路を占有していた者が、施行日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件に係る平成9年度以降の各年度の占有料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる場合には、当該占有物件に係る前年度の占有料の額に1.1を乗じて得た額(以下「調整占有料額」という。)とする。
 - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者 当該占有物件について改正後の浜松市道路占有料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定を適用するとした場合に徴収することとなる平成9年度以降の各年度の事業所ごとの占有料の額が当該事業所ごとの調整占有料額を超える場合
 - (2) その他の者 改正後の条例第2条の規定を適用するとした場合に徴収することとなる平成9年度以降の各年度の占有料の額が調整占有料額を超える場合

附 則(平成12年3月24日浜松市条例第31号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月13日浜松市条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月23日浜松市条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第11号の改正規定並びに附則第2項の改正規定中第1種電気通信事業者に係る部分は平成17年4月1日から施行する。
(浜松市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 浜松市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例(平成9年浜松市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第158号)

改正 平成18年12月15日浜松市条例第107号

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(平18条例107・旧第1項・一部改正)

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第79号)

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第107号)

改正 平成19年3月16日浜松市条例第49号

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浜北区、天竜区、舞阪地域自治区、雄踏地域自治区、細江地域自治区、引佐地域自治区及び三ヶ日地域自治区の区域に係る道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議を含む。)(以下これらを「許可等」という。))を受けている者の当該許可等に係る改正後の第2条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度分の占用料に限り、同条第1項及び第2項中「別表」とあるのは、「浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成18年浜松市条例第107号)附則別表」とする。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成17年浜松市条例第158号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市法定外道路管理条例の一部改正)

4 浜松市法定外道路管理条例(平成17年浜松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表(附則第2項関係)

(平19条例49・一部改正)

占用物件	占用料	
	単位	金額
		浜北区及び天竜地域自治区 の区域

					域自治区、春野地域自治区、 佐久間地域自治区、水窪地 域自治区及び龍山地域自治 区の区域	
			平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
法第32条第 1項第1号に 掲げる工作 物	第1種電柱	1本1年につ き	1,290円	1,380円	1,220円	1,340円
	第2種電柱		2,020円	2,140円	1,880円	2,060円
	第3種電柱		2,750円	2,900円	2,540円	2,780円
	第1種電話柱		1,160円	1,220円	1,069円	1,168円
	第2種電話柱		1,920円	2,040円	1,780円	1,960円
	第3種電話柱		2,650円	2,800円	2,440円	2,680円
	その他の柱類		90円	94円	82円	90円
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メー トル1年につ き	12円	13円	11円	12円
	地下に設ける電線その他 の線類		6円	7円	6円	7円
	路上に設ける変圧器	1個1年につ き	888円	936円	811円	892円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートル1 年につ き	606円	642円	557円	614円
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個1年につ き	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		765円	810円	695円	770円
	広告塔	表示面積1平 方メートル1 年につ き	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
その他のもの	占用面積1平 方メートル1 年につ き	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.1メートル未満の もの	長さ1メー トル1年につ き	61円	64円	55円	61円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		90円	94円	82円	90円

	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			119円	128円	111円	124円
	外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの			245円	260円	224円	248円
	外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの			606円	642円	550円	610円
	外径が1メートル以上のも の			1,190円	1,280円	1,113円	1,236円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる 施設			占有面積1平 方メートル1 年につき	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1の もの	占有面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.003を乗じて得た額			
		階数が2の もの		Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が3以 上のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			3,038円	3,656円	2,044円	3,088円
	地下に設ける通路			2,520円	3,240円	1,610円	2,720円
	その他のもの			1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時 的に設けるもの		占有面積1平 方メートル1 日につき	60円	72円	37円	59円
	その他のもの		占有面積1平 方メートル1 月につき	600円	720円	369円	588円
政令第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アーチ であるもの を除く。)	一時的に 設けるも の	表示面積1平 方メートル1 月につき	600円	720円	369円	588円
		その他 のもの	表示面積1平 方メートル1 年につき	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
	標識		1本1年につ き	1,490円	1,580円	1,350円	1,500円
	旗ざお	祭礼、縁日 等の際し、	1本1日につ き	60円	72円	37円	59円

		一時的に設けるもの					
		その他のもの	1本1月につき	600円	720円	369円	588円
	幕(政令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	60円	72円	37円	59円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	600円	720円	369円	588円
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
		その他のもの		3,038円	3,656円	1,869円	2,988円
政令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料			占有面積1平方メートル1月につき	600円	720円	369円	588円
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	182円	194円	168円	186円
政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの		Aに0.009を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.005を乗じて得た額					
政令第7条第8号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.018を乗じて得た額			

政令第7条 第9号及び 第10号に掲 げる施設	上空、トン ネルの上又 は自動車専 用道路(高架 のものに限 る。)の路面 下に設ける もの	階数が1の もの	占有面積1平 方メートル1 年につき	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2の もの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3の もの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が4以 上のもの		Aに0.009を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 5 占有物件の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、これらの期間が1月未満であるとき又はこれらの期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 Aは、近傍類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録されたその土地の価格)をいう。

附 則(平成19年3月16日浜松市条例第49号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日浜松市条例第82号抄)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日浜松市条例第24号)

改正平成24年3月23日浜松市条例第32号

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平24条例32・旧第1項・一部改正)

附 則(平成23年12月16日浜松市条例第62号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第10条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例第6条の規定は、施行日以後に納入の通知がされる占用料について準用し、施行日前に納入の通知がされた占用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年3月23日浜松市条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「ガス事業者等」という。)が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて道路を占有していた場合において、施行日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有するときの当該占有物件に係る平成24年度以降の各年度の同一区内における事業所ごとの占用料の額は、当該占有物件に係る当該各年度の前年度における同一区内における事業所ごとの占用料の額に1.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料総額」という。)が改正後の第2条の規定による当該占有物件に係る同一区内における事業所ごとの占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料総額とする。

- 3 改正後の第2条の規定にかかわらず、ガス事業者等以外の者が、施行日前に既に許可を受けて道路を占有していた場合において、施行日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有するときの当該占有物件に係る平成24年度以降の各年度の占用料の額は、当該占有物件に係る当該各年度の前年度における占用料の額に1.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料額」という。)が改正後の第2条の規定による当該占有物件に係る占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料額とする。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成21年浜松市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月22日浜松市条例第27号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日浜松市条例第51号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

- 2 第1条から第10条までの規定による改正後の浜松市税外収入金の延滞金に関する条例、浜松都市計画事業南浅田土地区画整理事業施行条例、浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例、浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例、浜松市道路占用料徴収条例、浜松市法定外道路管理条例、浜松駅北口広場バスレーン受益者負担に関する条例、浜松市準用河川流水占用料等徴収条例、浜松市普通河川条例及び浜松市公共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月25日浜松市条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過の原則)

- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月24日浜松市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日浜松市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日浜松市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年6月21日浜松市条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日浜松市条例第25号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日浜松市条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)第2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に既に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占用していた者

が同日以降において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有するときの当該占有物件に係る令和3年度以降の各年度の占有料の額は、当該占有物件に係る当該各年度の前年度における占有料の額に1.2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占有料額」という。）が新条例第2条の規定による当該占有物件に係る占有料の額に達するまでの間、当該調整占有料額とする。

附 則(令和4年6月20日浜松市条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に納入の通知がされる占有料及び負担金について適用し、同日前に納入の通知がされた占有料及び負担金については、なお従前の例による。

3～6 (略)

附 則 (令和6年3月22日浜松市条例第23号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平17条例158・全改、平18条例79・平18条例107・平19条例49・平21条例24・平24条例32・平25条例27・平27条例39・一部改正・平30条例22・一部改正・令3条例16・一部改正)

占有物件		占有料		
		単位	金額(円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	570	
	第2種電柱		870	
	第3種電柱		1,200	
	第1種電話柱		510	
	第2種電話柱		810	
	第3種電話柱		1,100	
	その他の柱類		51	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	500	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	300	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱			420
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,500	
その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,000		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	

		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			45
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			61
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			91
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			300
		外径が1メートル以上のもの			610
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3
			その他のもの		10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本1年につき	810	
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	510
	地下に設けるもの		300		
	その他のもの			1,000	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートル1年につき	1,000
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路		1,300	
		地下に設ける通路		760	
	その他のもの		1,000		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートル1日につき	25	
	その他のもの		占有面積1平方メートル1月につき	250	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	250	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,500	
	標識		1本1年につき	810	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	25	
		その他のもの	1本1月につき	250	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	25	
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	250	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,500	

		その他のもの		1,300
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年につき	1,000
政令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月につき	250
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月につき	100
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を

設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 5 占有物件の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。
この場合において、これらの期間が1月未満であるとき又はこれらの期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。